

公益財団法人日本セーリング連盟 アスリート委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下「連盟」という。）理事会の議決に基づき運営するアスリート委員会に関することを定める。

(セーリングアスリートの定義)

第2条 セーリングアスリートとは、連盟に所属する会員のことをいう。

(目的)

第3条 この委員会は、セーリングアスリートがセーリングスポーツ界の発展と次世代の子供たちのために取り組む活動を連盟と一体となって推進するため、連盟が連盟会員であるセーリングアスリートの声を汲み上げ、組織の意思決定に関与できる仕組みの構築と環境整備を推進するため、次の事項を行うことを目的とする。

- (1) セーリングスポーツに関するあらゆる事案について、セーリングアスリートである連盟会員の意見をまとめ、連盟の意思決定機関に対して、その意見を代弁すること。
- (2) 連盟アスリート委員会の役割を、セーリングアスリートである連盟会員に対して広く認知を進めること。

(事業)

第4条 この委員会は、次の事業を処理する。

- (1) セーリングアスリートの声集約、セーリングアスリートのさまざまな環境改善への寄与
- (2) セーリングアスリートの支援、権利擁護。
- (3) オリンピックムーブメントの推進活動実施
- (4) アンチドーピングの啓発活動推進
- (5) 社会におけるセーリングアスリートの地位向上に資する活動
- (6) 連盟主催事業への協力、セーリングスポーツの普及と発展への寄与
- (7) 関係団体（JOC、国内の他の中央競技団体）アスリート委員会との連絡、調整
- (8) セーリングアスリート間のコミュニケーション活性化

(委員)

第5条 この委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

(委員の選任)

第6条 委員は、次の基準を満たす者の中から理事会に諮って、会長が委嘱する。

- (1) 連盟が主催、共同主催する全日本選手権大会、もしくはオリンピック又は国際レベルの競技に出場したことのある現役選手、及び最近まで現役選手であった者
- (2) 年齢16歳以上
- (3) 競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがないこと

(4) 委員に男女両性が含まれていること

2. 委員長は、委員の互選により推挙する者を理事会に諮って、会長が委嘱する。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、8年を最長として再任を防げない。

(委員会)

第8条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2. 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

3. 連盟会長、副会長、専務理事、常務理事及び事務局長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

4. この規程に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(部会)

第9条 この委員会に、必要な部会を設けることができる。

2. 部会については、委員会で別に定める。

(委員長の連盟理事会、評議員会等への出席)

第10条 委員長は、連盟運営規則に基づき、連盟理事会、評議員会、常任委員会へ出席することができる。

2. 委員長は、本会会長の要請に基づき、出席した連盟理事会、評議員会、常任委員会において意見を述べることができる。

(本規程の変更)

第11条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. この規程は、平成28年6月18日から施行する。